

川内原子力発電所1・2号炉の設置変更許可に 異議申立て

1. 異議申立人総代 鳥原 良子（鹿児島県）

1. 川内原発の適合性審査は、規制委員会の組織理念で、審査の過程が原子力推進側に傾きすぎている。川内原発現地では、福島原発事故後の様子から、原子力行政への不安が具体化。原発事故後、つづいて、すでに子どもたちや住民に放射能汚染の関係はわからないとして、被災者救援を曖昧に年間20ミリシーベルト以下なら居住していいとおり、川内原発現地住民も驚愕の極みである。汚染の隠ぺいが政府と電力会社とが一体となって会社への不信感が募り、大きな不安を抱えている。溶融核燃料の取り出しありも、事故原因の究明も審査をどのような視点で行ったのか疑問。川内は水が豊富であり当然汚染水問題は起きるが、未だ対策を合格としたのか甚だしく疑問が生じている。

原子力規制委員会の組織理念としての、「何も立して意思決定を行う」を貫き、中立的立場で

2. 國際原子力機関 IAEA の安全基準による深層防護を行っていない。それを放棄していること自体、すること。福島原発事故を教訓にするなら、放射避難計画に移住も視野にいれるべきであるが、